

兵庫区歴史花回道構想推進事業助成金交付要綱

令和3年3月3日 兵庫区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、兵庫区歴史花回道構想を推進するため、区が特にその実現又は継続する必要があると認める事業を、地域団体等が自主的な活動として実現又は継続することを促すため、その事業に要する経費を助成することにより、兵庫区の歴史的資源の豊かさを広く区外に喧伝し、協働による「個性豊かで活力に満ちた地域づくり」を進めることを目的とする。

2 兵庫区歴史花回道構想推進事業助成金の交付については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(助成対象団体)

第2条 助成対象団体（以下「団体」という。）は、自主的、自律的に事業を企画、実施することができる地域団体及び実行組織とする。

2 前項の団体については、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体は除くものとする。

(助成対象事業)

第3条 助成の対象とする事業は、兵庫区内で実施する次の各号に掲げるものとする。但し、専ら営利を目的とする事業、政治的活動、宗教的活動、特定の思想を広めることを目的とする事業、その他公の秩序・善良の風俗に反する事業を除く。

(1) 兵庫区の歴史に関する講演会、講習会

(2) 兵庫区に残る歴史的な故事等を再現する行事

(3) 前号に掲げるもののほか、兵庫区の歴史的資源を活用することにより、兵庫区歴史花回道構想の推進に寄与すると兵庫区長（以下「区長」という。）が認める事業

(助成金の額)

第4条 区長は、前条に定める事業に対して、予算の範囲内で、同条中別表に規定する経費を除き、区長が事業に直接必要と認める経費について、助成対象経費の合計額の2分の1以内であって、かつ、30万円を上限に助成することができる。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする団体は、次の各号に掲げる書類を区長に申請しなければならない。

(1) 助成金交付申請書（様式第1号）

(2) 団体の規約、会則、役員名簿

(3) 事業計画書

(4) 事業収支予算書

(交付の決定)

第6条 区長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、予算の定める範囲内において、速やかに助成金交付の可否及び助成金の交付予定額を決定し、その結果を次の各号に掲げる書類により団体に通知するものとする。

- (1) 助成金交付予定額通知書（様式第2号）
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 区長は、前項の決定に際し、助成金交付の目的を達成するために必要と認めるときは、条件を付することができる。

3 区長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次の各号に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

- (1) 助成金不交付決定通知書（様式第3号）
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(助成事業の変更等)

第7条 助成金交付の決定を受けた団体は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは助成金交付決定内容変更承認申請書（様式第4号）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは助成事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を助成金交付決定変更通知書（様式第6号）又は助成事業中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により、助成金交付の決定を受けた団体に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第8条 助成金の交付決定を受けた団体は、補助金規則第15条に基づき助成事業の実績を報告しようとするときは、次の各号に掲げる書類を当該助成事業の完了後、速やかに区長に提出しなければならない。

- (1) 助成事業実績報告書（様式第8号）
- (2) 事業の状況がわかる書類（写真等）
- (3) 助成事業等に係る収支決算書

(交付額の確定)

第9条 区長は、助成金の交付対象となる事業完了を確認後、補助金規則第16条による助成金の交付額の確定を行ったときは、次の各号に掲げる書類により、速やかに団体に通知するものとする。

- (1) 助成金額等確定通知書（様式第9号）
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(助成金の請求及び交付)

第10条 前条の確定通知を受けた団体は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金請求書（様式第10号）を区長の定める期日までに区長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、区長は速やかに助成金を交付するものとする。

(指揮監督)

第 11 条 区長は、必要があると認められるときは、団体に対して報告又は書類の提出を求め、若しくは区職員に実地に書類を検査させ、関係者に質問させることができる。

(交付決定の取り消し)

第 12 条 区長は、団体が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱又はこの要綱に基づく指示に違反したとき。
- (2) 使用目的と異なった目的に助成金を使用したとき。
- (3) 交付の決定に付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (5) 前号に掲げるもののほか、区長の指示等に違反したとき。

(助成金の返還)

第 13 条 区長は、前条及び補助金規則第 19 条による助成金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を助成金交付決定取消通知書(様式第 11 号)により当該団体に通知するものとする。

2 前条の規定により助成金の交付の決定を取り消された者は、速やかに交付を受けた金員に相当する額を返還しなければならない。

(施行細目の委任)

第 14 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年 4 月 1 日一部改正。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年 3 月 6 日一部改正。
- 3 令和 2 年 10 月 15 日一部改正
- 4 令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 4 条関係)

助成対象から除外する経費	飲食費、打ち上げ等の経費、事業参加者の人件費(事業参加者の交通費相当額及び講演者に対する謝礼金を除く)、領収書がない等用途不明な経費、その他区長が不相当と認める経費
--------------	--